

小中学校の望ましい学校規模について（指針）

平成20年3月

香 川 県
香川県教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	現状	2
(1)	本県の地域特性	
(2)	児童生徒数の推移と今後の見込み	
(3)	学校数の状況	
(4)	学校規模の状況	
3	小規模化による教育環境への影響	5
(1)	児童生徒への教育指導	
(2)	児童生徒の人間関係・生活環境・教科外活動	
(3)	学校運営	
(4)	P T A活動	
4	望ましい学校規模（標準規模）	6
(1)	考え方	
(2)	本県における望ましい学校規模（標準規模）	
5	統合した場合の効果	7
(1)	児童生徒への教育指導に関する効果	
(2)	児童生徒の人間関係・生活環境・教科外活動に関する効果	
(3)	学校運営等に関する効果	
6	統合する場合の課題と対応	8
(1)	通学区域の拡大等への配慮	
(2)	児童生徒の学習環境への配慮	
(3)	魅力ある教育環境の確保	
(4)	新しい学校における地域社会との関係づくり	
(5)	統合前の学校区における地域コミュニティへの対応	
7	学校統合に係る支援	10
(1)	国の支援	
(2)	県の支援	
8	おわりに	11

(資料編)

資料 1	県内市町(組合)立小中学校の児童生徒数・学校数の推移	1 3
資料 2	県内市町(組合)立小中学校の児童生徒数の見込	1 4
資料 3	小中学校の統合状況（平成 10 年度から現在までの統合）	1 5
資料 4	小中学校の学校規模の状況	1 6
資料 5	中学校の教員配置数の例(6 学級・9 学級・12 学級)、 他県の指針等における学校規模(標準規模)	1 8
資料 6	関係法令等	1 9

1 はじめに

香川県の人口は、平成11年の約103万人をピークに、平成20年1月には約100万6千人に減少しており、出生数は、昭和49年の約16,300人から平成19年には約8,800人と、30年間余で約4割減少している。

市町立小中学校の児童生徒数の状況をみると、昭和31年の約20万1千人をピークに、平成19年では約8万3千人と、ピーク時の約4割まで減少するなど、少子化の進行等に伴う児童生徒数の減少によって、多くの小中学校で小規模化が進んでいる。

このような状況においても、児童生徒が切磋琢磨し、集団での学習や活動ができるなど、学校の活力を維持し、児童生徒がいきいきとした学校生活を送るためには、適切な学校規模を確保し、教育環境を向上させることが必要である。

小中学校の設置については、それぞれの地域の実情を踏まえて、設置者である市町が主体的に判断するものであり、各市町では、小規模化を踏まえて様々な検討がなされているが、次代を担う児童生徒の学習・生活の場として、ふさわしい教育環境の向上のため、市町が小中学校の統合を検討する際の参考として、「小中学校の望ましい学校規模について(指針)」を策定するものである。

2 現状

(1) 本県の地域特性

本県の面積は全国で最も狭く、平坦地が多いことなどから、人口密度は比較的高く、可住地面積の比率は52.9%と、全国平均の32.6%に比べて高い状況にある。また、有人の島の数が24と多いことや山間部が比較的少ないといった特徴がある。

近年の土地の開発や人口動向としては、地価上昇を期に、開発規制の厳しい市街化調整区域を越えて、都市計画区域外の地域や未線引きの周辺市町への人口移動があったが、平成16年に、線引きの廃止など都市計画の見直しが行われ、その後は、旧市街化調整区域の市街地縁辺部での開発が進んでいる。

本県でも少子化が進行しているが、土地区画整理事業や住宅・マンションの建設などの要因によって、児童生徒数が増加している学校もあれば、離島や過疎地域などで、高齢化や人口流出によって、他の地域に比べて人口が減少し、児童生徒数が著しく減少している学校があるなど、地域の実態により、その状況はさまざまである。

(2) 児童生徒数の推移と今後の見込み

資料1・資料2

① 小学校

市町立小学校の児童数は、第一次ベビーブームの影響により、昭和33年の約14万5千人をピークに、昭和48年には約7万5千人まで減少したが、第二次ベビーブームの影響により、昭和57年には、約9万6千人まで増加した。その後、少子化により、平成元年には約7万9千人、平成10年には約6万1千人と減少し、平成19年は約5万6千人になっており、昭和33年の最初のピークから約8万9千人(約61%)の減、昭和57年の二回目のピークから約4万人(約58%)の減と、大幅に減少している。

今後、平成22年頃までは、第二次ベビーブーム世代の子が学齢期を迎えることから、約5万6千人でほぼ横ばい状態が続くが、その後は少子化の進行が顕著に現れ、平成27年では約5万人と、平成19年と比べて約6千人の減、平成32年では約4万1千人と、約1万5千人の減になるなど、急激に児童数が減少する見込みである。

② 中学校

市町(組合)立中学校の生徒数は、第一次ベビーブームの影響により、昭和37年の約7万8千人をピークに、昭和50年代前半の約3万7千~8千人まで減少したが、第二次ベビーブームの影響により、昭和62年には約4万9千人まで増加した。その後、少子化により平成元年には約4万6千人、平成10年には約3万5千人と減少が続き、平成19年は約2万6千人になっており、昭和37年の最初のピークから約5万2千人(約67%)の減、昭和62年の2回目のピークから約2万3千人(約47%)の減と、大幅に減少している。

今後、平成27年頃までは約2万6千人と、ほぼ横ばい状態が続くが、平成32年では約2万3千人と、平成19年と比べて約3千人の減となるなど、急激に生徒数が減少する見込みである。

(3) 学校数の状況

資料1・資料3

① 小学校

市町立小学校数は、昭和32年度～34年度の261校をピークに減少し、昭和47年度には224校となり、その後、減少は緩やかになっている。近年の少子化による学校の小規模化により、平成10年度の津田町(現・さぬき市)、平成11年度の池田町(現・小豆島町)、平成17年度の東かがわ市、土庄町、綾川町、まんのう町、平成18年度の観音寺市、三木町、まんのう町において統合が行われ、平成10年度の216校(うち休校1)から、平成19年度には199校(うち休校9)と、17校減少し、休校数は8校増加している。

② 中学校

市町(組合)立中学校数は、昭和23年度の186校のピークから昭和38年度には97校に、15年間で半減した。急激な減少傾向は一旦緩やかになり、昭和54年度には78校まで減少したが、昭和50年代後半から60年代にかけて、高松市及び丸亀市で新設され、昭和61年度には83校となった。平成元年度には丸亀市島しょ部、平成18年度には三木町及びまんのう町で中学校の統合が行われ、平成10年度の82校(うち休校2)から、平成19年度には79校(うち休校6)と、3校減少し、休校数は4校増加している。

(4) 学校規模の状況

資料4

① 小学校

平成19年5月1日現在、市町立小学校190校(休校中の9校を除く。)のうち、特別支援学級を除いた学級の数は1,948学級であり、学校規模別では1学級～5学級規模の学校が19校(10.0%)、6学級規模が62校(32.6%)、7学級～11学級規模が38校(20.0%)、12学級規模が16校(8.4%)、13学級～17学級規模が30校(15.8%)、18学級規模以上が25校(13.2%)となっている。

休校を除く1学校当たりの児童数は296人で、平成元年度の360人と比べて64人の減となっており、平成10年度の282人と比べて14人の増、また、特別支援学級を除く1学級当たりの児童数は29人で、平成元年度の31人と比べて2人の減、平成10年度の28人と比べて1人の増となっている。

全ての学年においてクラス替えのできない6学級(単級)以下の学校が81校で、全体の42.6%となっており、学校教育法施行規則などで定められた小学校の標準の学級数(※)の下限である12学級を下回る規模の学校数は119校で、全体の62.6%を占めている。

各学校の学級は、学年ごとに編制するのが原則であるが、児童数が第一学年とこれに引き続く一の学年の児童の合計が8人以下の場合など一定の基準以下の場合には、複数の学年にまたがる複式学級となるが、複式学級を有する学校は15校(22学級)となっている。

② 中学校

平成19年5月1日現在、県内の市町(組合)立中学校73校（休校中の6校を除く。）のうち、特別支援学級を除いた学級は785学級であり、学校規模別では、1学級～5学級規模の学校が14校（19.2%）、6学級規模が10校（13.7%）、7学級～8学級規模が4校（5.5%）、9学級規模が4校（5.5%）、10学級～11学級規模が4校（5.5%）、12学級規模以上が37校（50.7%）となっている。

休校を除く1学校当たりの生徒数は362人で、平成元年度の555人と比べて193人の減、平成10年度の426人と比べて64人の減、また、特別支援学級を除く1学級当たりの生徒数は33人で、平成元年度の39人と比べて6人の減、平成10年度の35人と比べて2人の減となっている。

全ての学年においてクラス替えのできない3学級(単級)以下の学校が12校で、全体の16.4%となっており、学校教育法施行規則などで定められた中学校の標準の学級数の下限である12学級(※)を下回る規模の学校数は36校、全体の約半数となっている。

(※) 小中学校の標準の学級数

小学校における標準の学級数は12学級以上18学級以下とされ、中学校もこれを準用している。

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。（以下略）

3 小規模化による教育環境への影響

小中学校の小規模化は、教員の目が学校全体や個々の児童生徒に行き届きやすいこと、児童生徒と教員、児童生徒同士の人間関係が深まりやすいこと、学校の施設や設備等でゆとりのある学習環境が得られること、地域コミュニティとの一体感が生まれやすいことなどの長所がある。

しかしながら、一方で、教育指導、児童生徒の人間関係、学校運営などについて、次のような課題が生ずることが想定される。

(1) 児童生徒への教育指導

- 児童生徒がお互いに切磋琢磨する機会が減少する。
- 体育の時間に多人数による集団演技、集団競技ができなかつたり、音楽の時間に多人数による合唱、合奏の学習体験ができないなど、教育活動が制限されることがある。
- グループ学習において、グループ間で多様な考え方や意見を出し合い、互いに学び合うといった面が弱くなる。

(2) 児童生徒の人間関係・生活環境・教科外活動

- クラス替えや学習グループ替えが少ないため、人間関係が固定化しやすく、一旦問題が生じた場合は、それが長期化・深刻化する可能性がある。
- スポーツ・文化などのクラブ活動や部活動においては、選択できる種目が限定されるため、児童生徒の興味・関心に応じた活動が難しい。
- 大きな集団による活動が望ましい運動会や学習発表会などの学校行事の実施に影響がある。

(3) 学校運営

- 中学校では、全教科にその教科の免許を有する教員を配置することが難しくなるため、免許外教科を担当する非常勤講師を配置しなければならない場合がある。
- 単学級になると、学年間や教科間などで教員同士の意見交換が少なくなる。
- 小規模な学校では教職員数が限られるため、児童生徒を多面的に見る機会が少なくなる。また、効率的・弹力的な学校運営が難しくなる。

(4) P T A活動

- 保護者も少人数となるため、多様なP T A活動ができなかつたり、保護者間の組織的な活動が難しくなることがある。

4 望ましい学校規模（標準規模）

資料5

小中学校の小規模化による影響のうち、課題解決の観点から、望ましい学校規模（標準規模）について以下のとおり示すものである。（なお、学校規模とは特別支援学級を除いた学級数である。）

（1）考え方

- 学校の様々な教育活動において、児童生徒の切磋琢磨する機会の確保や、多様な学習集団の編成、クラス替えが可能となる1学年2学級以上の学校規模が望ましい。
- 学年間や教科間で教員相互に十分な意見交換ができるなど、指導方法の工夫や改善に組織的に取り組むことができる人員の教員配置が望ましい。
- 中学校においては、教科専門性を生かした教育の実施や、教材研究や指導法の充実の観点から、各教科の教員を適切に配置できる学校規模が望ましい。
- 中学校においては、スポーツ・文化などのクラブ活動や部活動を中心とした課外活動の充実も重要であり、生徒のニーズに応じた多様な課外活動が実施できる学校規模が望ましい。

（2）本県における望ましい学校規模（標準規模）

上記（1）の考え方を踏まえると、学校の活性化を図るとともに、教育効果を高めていくためには、次の学校規模であることが望ましい。

【小学校】

- 小学校においては、クラス替えが可能である1学年2学級以上であって、6学年で12学級以上の学校規模が望ましい。

【中学校】

- 中学校においては、クラス替えが可能である1学年2学級以上であって、かつ、主要5教科（国語、社会、数学、理科、英語）でそれぞれ複数の教員を配置しやすいことから、3学年で9学級以上の学校規模が望ましい。

5 統合した場合の効果

(1) 児童生徒への教育指導に関する効果

- 学校が統合され、一定の学校規模が確保されることによって、多くの児童生徒が切磋琢磨しながら、ともに学び、ともに遊ぶことができる。
- 体育の時間における集団演技・集団競技や、音楽の時間における合唱・合奏では、多人数の学習体験が可能となるなど、充実した教育環境で学習ができる。
- グループ学習において、グループ同士で多様な考え方や意見を出し合い、互いに学び合う学習ができる。

(2) 児童生徒の人間関係・生活環境・教科外活動に関する効果

- 学校が統合され、学校規模が拡大することによって、多様な児童生徒や教員とのふれあいから社会性や人間性を学び、豊かな心やたくましさを培うことができる。
- 人間関係などを考慮したクラス替えや学習グループ替えがしやすくなる。
- スポーツ・文化などのクラブ活動や部活動において、選択種目の拡大や多様な課外活動を実施しやすくなり、より児童生徒の興味・関心に応じた活動が可能となる。
- 運動会や学習発表会などの学校行事を大きな集団で実施することができる。

(3) 学校運営等に関する効果

- 統合した学校においては、学校規模が大きくなることで、教員数が増加することから、児童生徒の状況に応じた教員配置がしやすくなり、教科指導や生徒指導の充実を図ることができる。
- 教育予算を集中化させることにより、学校運営費を効果的に活用し、教育環境を充実させることができる。また、統合前に比べて人件費の削減が図られる。
- P T Aの規模が拡大するため、多様で組織的な活動を実施することが可能となる。

6 統合する場合の課題と対応

(1) 通学区域の拡大等への配慮

(課題)

- 通学区域の拡大により通学距離が長くなるため、地域によっては、徒歩や自転車などこれまでの通学手段によることが困難となる児童生徒が生じることがある。
- 通学距離が長くなること、また、通学経路が変更することにより、児童生徒の通学環境が変化するため、交通事故等の防止への配慮が必要である。

(対応)

- 児童生徒に対する心身への影響を考慮して、通学時間をできる限り少なくすることが重要であり、スクールバスの導入やコミュニティバスの活用等を検討する。
- 登下校時の児童生徒の安全を確保するため、各学校での交通安全教育の徹底、P T A・警察・ボランティア団体等の関係機関との連携を強化する。

(2) 児童生徒の学習環境への配慮

(課題)

- 学校規模の拡大により、児童生徒の学習環境や教員との関係等が変化し、児童生徒が学校生活に戸惑うことがある。

(対応)

- 統合が予定される学校の児童生徒やP T Aによる相互交流や教員配置に配慮する。

(3) 魅力ある教育環境の確保

(課題)

- 各学校における教育方針やこれまで取り組んできた特色ある教育、学校運営上の工夫などを引き続き生かすことにより、教育効果をより高め、児童生徒や保護者等にとって魅力ある学校教育を行うことが求められる。

(対応)

- 統合後の学校においては、統合前の学校における教育方針、特色ある教育、学校運営上の工夫などを活かしながら、地域の実情に応じた教育方法の導入を検討する。
- 学級数や児童生徒数の増加に対応した学校施設の充実を図る。また、地域の実情に応じて、校舎等の建て替えや耐震補強など、施設整備について検討する。

(4) 新しい学校における地域社会との関係づくり

(課題)

- 統合により学校区が再編されるため、新たな校区における学校と地域社会との関係をつくることが必要である。

(対応)

- ふるさと学習や体験学習において地域の人材を活用するなど、学校と地域社会とが連携協力しながら新たな関係づくりに努める。
- 新たな校区を単位とした地域の行事開催などを通じて、地域住民との一体感の醸成に努める。

(5) 統合前の校区における地域コミュニティへの対応

(課題)

- 学校区を単位として、地域コミュニティが組織されており、学校を統合した場合、地域コミュニティの活力の低下や、地域活動の拠点としての機能の喪失などが懸念される。

(対応)

- 地域社会において学校が果たしてきた役割を考慮し、統合により使用されなくなる施設を地域の社会資源として再活用するなど、地域のニーズを踏まえながら、地域コミュニティを単位とする各種行事、体育・文化・福祉活動などについて検討する。
- 施設の状況や地域住民の意向などを踏まえた、学校のシンボルの保存継承について検討する。

7 学校統合に係る支援

(1) 国の支援

○ スクールバス(ボート)への補助等

- ・ へき地学校、市町村合併に起因する統合、人口の過疎減少に起因する児童生徒の減少に対処する統合、過疎地域等におけるバス路線の廃止等による遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図るため、市町がスクールバス(ボート)を購入する場合、その経費の2分の1を補助する。(限度額:一台(隻)当たり304万円・平成19年度)
- ・ 人件費、燃料費、運行委託費等の維持運営費に対し地方交付税を措置する。

○ 遠距離通学費への補助

- ・ 人口の過疎減少に起因する児童生徒数の減少に対処する統合、または、市町村合併に起因する統合において、小学校では4km以上、中学校では6km以上の遠距離を通学する児童生徒に対して、市町が通学費を負担する場合、その経費の2分の1を補助する。(平成19年度限度額: 小学校 38,200円/人、中学校 77,200円/人)

(要件) 前年度の普通交付税交付団体、通学費負担が30万円以上、5年間を限度

○ 学校施設整備費への補助

- ・ 教室不足等の解消や学校の統合に伴い、小中学校の校舎・屋内運動場の新增築を行う場合、その経費の2分の1を補助する。なお、補助対象面積については、統合に配慮した算定方法が採られている。

○ 学校給食施設費への補助

- ・ 市町村合併に伴い、既存の共同調理場を統合して新たに設置する場合、学校給食施設整備費の補助率を3分の1から2分の1に引き上げる。(平成17年3月末までの合併申請、平成18年3月末までの合併であり、共同調理場の統合が市町村建設計画に基づくもの)

(2) 県の支援

○ 学校施設整備費への補助

- ・ 市町等が実施する公立小中学校の統合に伴う新增築事業について、国の補助基準事業費から国庫支出金と地方債を除いた経費の2分の1を補助する。また、小中学校の校舎・屋内運動場の耐震補強事業、改築事業についても、統合計画を公表した場合、補助率を3分の1から2分の1に引き上げる。

○ 教員配置の配慮

- ・ 小中学校が統合された場合、これまで少人数で授業を受けていた児童生徒が、大勢で授業を受けることとなるなど、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化することから、適切な学習指導や生活指導を充実させるため、学校や地域の実情に応じた教員配置に配慮する。

○ 統合に関する情報提供等

- ・ 小中学校を統合した場合の効果などについて、県民の理解を深めるため、県の広報誌やホームページを活用するなど、普及啓発を行う。
- ・ 小中学校の統合に関する相談窓口を県教育委員会事務局総務課内に設置するとともに、市町が小中学校の統合を検討するにあたっての参考とするため、小中学校の統合に関する情報提供や廃校施設の活用に関する事例集を作成する。

8 おわりに

児童生徒一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばし、次代を担う心豊かでたくましい児童生徒を育成することは、義務教育の重要な役割であるが、県内の多くの小中学校で児童生徒数が減少し、小規模化が進む中、教育環境の向上の観点から、統合の必要性や効果、統合する場合の課題と対応などに関する考え方を整理し、市町が統合を検討する際の拠り所となるよう、小中学校の望ましい学校規模について示したところである。

一方、離島など地理的条件や地域の実情により統合が困難な小規模校や、統合してもこの指針に示す望ましい学校規模に達しない学校においても、地域の実態に応じた特色ある教育が行えるよう、必要な支援に努めることとしている。

小中学校の統合については、設置者である市町が、将来の児童生徒数や小中学校の配置状況、地理的状況など、様々な条件を踏まえて判断することが重要であるが、県としては、市町の実情に応じてこの指針が活用され、児童生徒の学習・生活の場として、ふさわしい教育環境が確保されることを期待している。